明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三九）　一

省　令

○厚生労働省令第百三十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の二第二項並びに附則第四条第三項及び第四項並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第十四条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （令和元年度分の調整金等の支給に関する措置） **第十条**　令和元年度分の調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給についての第十六条第一項（第三十五条第二項、附則第二条第二項及び附則第三条の二第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十六条第一項中「各年度の十月一日から十二月三十一日まで」とあるのは「支給の申請を受理した日から令和二年十二月三十一日まで」と、「当該年度」とあるのは「各年度」とする。	附　則 （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。